平成２８年（フ）第１１５５号
大阪市鶴見区今津南１丁目４番38―405号
破産者　鈴江　房則
1　破産債権の届出期間　平成28年７月19日まで
2　一般調査期日　平成28年９月12日午後２時
平成28年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３号
広島県東広島市西条町西条399番地の５
破産者　有限会社西条カラー現像所
1　破産債権の届出期間　平成28年７月19日まで
2　一般調査期日　平成28年９月12日午後１時30分
平成28年６月17日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４号
広島県東広島市西条岡町５番19号　増田荘苑Ａ号
破産者　影廣　研爾
1　破産債権の届出期間　平成28年７月19日まで
2　一般調査期日　平成28年９月12日午後１時30分
平成28年６月17日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９号
広島市南区宇品西４丁目４―18　ポートピア宇品1405、申立時の住所広島市南区宇品西２丁目15番46―807号
破産者　品川　英治
1　破産債権の届出期間　平成28年７月19日まで
2　一般調査期日　平成28年９月７日午前10時30分
平成28年６月17日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５０号
東京都港区赤坂１丁目３番３号
破産者　イニシア・スター証券株式会社
1　破産債権の届出期間　平成28年７月22日まで
2　一般調査期日　平成28年９月21日午前10時
平成28年６月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１９号
大阪府富田林市喜志町３丁目７番26号
破産者　株式会社大阪コンゴー
1　破産債権の届出期間　平成28年７月26日まで
2　一般調査期日　平成28年９月５日午前11時30分
平成28年６月16日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７３８号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目13番16―103号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市西浦1072番地
破産者　小池　忠男
1　破産債権の届出期間　平成28年７月26日まで
2　一般調査期日　平成28年９月５日午前11時30分
平成28年６月16日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
岐阜県大垣市三本木４―32　第１コーポさち105、住民票上の住所岐阜県瑞穂市大月379番地２
破産者　北村　　馨
1　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで
2　一般調査期日　平成28年９月28日午前10時30分
平成28年６月16日
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第４９１３号
大阪市平野区加美東１丁目５番12号
破産者　太陽シヤツター工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成28年７月29日まで
2　一般調査期日　平成28年９月５日午後２時
平成28年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４５２号
大阪市平野区背戸口１丁目22番16―607号
破産者　吉山　文彦
1　破産債権の届出期間　平成28年８月12日まで
2　一般調査期日　平成28年９月12日午後２時30分
平成28年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６１０号
大阪市北区兎我野町15番13号
破産者　株式会社銀河計画
1　破産債権の届出期間　平成28年８月26日まで
2　一般調査期日　平成28年９月26日午後２時30分
平成28年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第５４１５号
東京都国分寺市西町２丁目８番地17、開始決定時の住所大阪府羽曳野市蔵之内149番地の７
破産者　株式会社ＡＣＳコーポレーションこと　ＡＣＳコーポレーションこと　柳原　掬人
1　期日　平成28年７月26日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年６月16日
大阪地方裁判所第６民事部

免責審尋期日

平成２８年（フ）第９７０号
東京都墨田区本所１丁目35―10―701
破産者　山田　浩三
審尋期日　平成28年８月22日午後１時30分
平成28年６月15日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１７号
名古屋市中川区上高畑１丁目162番地
清算株式会社　日比商事株式会社
代表清算人　新井ちはる
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第３号
香川県高松市松並町938番地１タケダビル
清算株式会社　日本ＩＴシステム株式会社
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第１２号
札幌市中央区大通西19丁目２番地１
清算株式会社　株式会社レムズ
代表清算人　東雲　勝幸
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、各協定債権者が指定する銀行口座に振り込む方法で実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　弁済額を計算した結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
2　利息及び遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日（平成28年４月６日）以後の利息債権及び遅延損害金請求権について、各協定債権者は、本協定の認可決定が確定した日に、全額免除する。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち、特別清算開始決定日（平成28年４月６日）以後の利息債権及び遅延損害金請求権を除いた債権をいう。
2　弁済
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、清算株式会社の現預金（現預金以外の資産の換価代金を含む。）から必要な費用を控除した残額を、各一般債権額に応じて按分して弁済する。
3　免除
各協定債権者は、第２項の規定による弁済を受けたときに、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　新たな財産が発見された場合
第２項の規定による弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
札幌地方裁判所民事第４部